

管理員・調理士の在宅勤務制度及びフレックスタイム制の運用見直しについて（案）

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更されたことを踏まえ、管理員及び調理士を在宅勤務制度及びフレックス制の対象外とする。

○ 在宅勤務制度

	変更（案）	コロナ禍運用
取得要件	対象外	在宅勤務の利用が学校運営上、支障がないと校園長が判断した場合
備考	—	長期休業中のみ 学期中については、特定の要件を満たした場合のみ可

○ フレックスタイム制

	変更（案）	コロナ禍運用
対象時期	対象外	—
取得要件	—	設定した勤務時間が学校園の運営上特段の支障がないものと所属長が認める場合のみ利用可能

2. 実施時期

令和5年7月1日